

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017 及び追補 1:2024

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	箇条4 一般的要求事項 (JIS C 8147-1 (以下、第1部) の規定による。) ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条16	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条16 構造 出力回路のコンセントは、関係する規格群に適合するプラグを差し込むことができてはならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時ににおける被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条21 箇条21A 21.1A	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条21 最大動作電圧 (Uout) 通常動作状態及び異常動作状態を含むあらゆる負荷状態において、出力端子の電圧は、制御装置に表示する最大動作電圧を超えてはならない。 箇条21A 異常状態 21.1A 一般 制御装置は、異常状態で動作した際に安全を損なってはならない。	
第 三 条	安全機能を有	電気用品は、前項の規定による措置のみに	■該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次によ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017 及び追補 1:2024

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書I	<p>ランプ制御装置は、十分な耐電圧をもたなければならない。</p> <p>附属書I 直流又は交流電源用SELV制御装置の個別追加要求事項（第1部の附属書Lの規定による。）</p> <p>L.8 絶縁抵抗及び耐電圧</p> <p>L.8.1 一般</p> <p>安全特別低電圧(SELV)制御装置の絶縁抵抗及び耐電圧は、十分でなければならない。</p>	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21A 21.2A 21.3A	<p>第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条21A 異常状態</p> <p>21.2A 定電圧出力形の制御装置</p> <p>規定する試験中及び試験終了後に、制御装置は、安全を損なうような欠陥があってはならない。また、煙又は可燃性ガスが発生してはならない。</p> <p>21.3A 定電流出力形の制御装置</p> <p>規定する試験中及び試験終了後に、制御装置は、安全を損なうような欠陥があってはならない。また、煙又は可燃性ガスが発生してはならない。</p>	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	<p>箇条4 一般的要求事項（第1部の規定による。）</p> <p>ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017 及び追補 1:2024

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	による危害又は損傷の防止	物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当		14.1 一般 ランプ制御装置は、故障状態の下で動作させたときに、炎若しくは熔融物質の放出又は可燃性ガスの発生がないように設計しなければならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般的要求事項（第1部の規定による。） ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第十五条 第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼ

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017 及び追補 1:2024

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						し又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条 第 3 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	当該製品は、一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017 及び追補 1:2024

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10	箇条10 接地（第1部の箇条9の規定による。） 9.5 独立形ランプ制御装置を経由した接地 9.5.1 他の設備への接地接続 貫通配線又は送り配線の導体は、断面積が1.5mm ² 以上の銅又は等価の導電材料を使用しなければならない。	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条21A 21.1A	箇条21A 異常状態 21.1A 一般 制御装置は、異常状態で動作した際に安全を損なってはならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条7 表示 7.1 必須表示 器具一体形制御装置以外の制御装置では、JIS C 8147-1の7.2（表示の耐久性及び判読性）の要求事項に従って、該	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017 及び追補 1:2024

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					当する場合は規定の必須表示項目を明瞭かつ容易に消えない方法で表示する。	
第二十条 第 1 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	扇風機及び換気扇は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条	表示等（長期	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	電気冷房機は、

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017 及び追補 1:2024

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 2 号	使用製品安全表示制度による表示)	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	■非該当			当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条 第 3 号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示)	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	—	—	電気洗濯機及び電気脱水機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。
第二十条	表示等（長期	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のも	□該当	—	—	テレビジョン受

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017 及び追補 1:2024

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 4 号	使用製品安全表示制度による表示)	<p>のみに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	■非該当			信機は、当該規格の適用範囲に含まれないため、非該当が妥当と考える。